

恩納村教育委員会指定校変更承認基準

■「指定校」とは

恩納村立小学校の通学区域に関する規則(昭和61年6月27日教委規則第4号)第2条に基づき、恩納村教育委員会では、それぞれの学校毎に通学区域を設定し、児童の住所によって就学すべき学校を指定しています。この指定された学校を「指定校」といいます。

■「指定校変更」とは

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第32条、第33条の規定に基づき、下記の条件にあると教育委員会が認めた場合、指定校以外の学校に通学することができる制度です。

※指定校変更に伴う児童の安全面については、保護者が責任を持つものとし、指定校変更に関しては、就学する学校運営に支障が無い場合において許可されることとする。

承認基準	区 分	許可条件	対象学年	承認期間	必要書類
1	留守家庭	・両親共働き又は、母(父)子家庭のため、親戚等に預けられている場合	小学校全学年	その理由の存する期間	・校区(学校)変更願 ・住民票謄本 ・親戚等の承諾書 ・勤務証明書 <u>※新学年毎に申請を行う。</u>
2	転居予定	・建築中で入居が確実な場合 ・村営住宅等への入居が確実な場合(アパート等)	小学校全学年	当該年度まで	・校区(学校)変更願 ・住民票謄本 ・建築確認書類(新築) ・売買契約書(分譲) ・物件引渡証明書(売買) ・賃貸借契約書(借家等) ・誓約書
3	心身的理由	・心身の故障等の理由により、指定校への就学が困難な場合	小学校全学年	当該原因が存する期間	・校区(学校)変更願 ・住民票謄本 ・医師の診断書(写可) ・学校長意見書
4	地理的理由	・極めて危険を伴い、指定校への就学が困難な場合	小学校全学年	その理由の存する期間	・校区(学校)変更願 ・住民票謄本
5	村内転居	・学期、学年途中で住所変更による場合	小学校全学年	卒業まで	・校区(学校)変更願 ・住民票謄本
6	調整区域	・校区見直しが予想される場合	小学校全学年	卒業まで	・校区(学校)変更願 ・住民票謄本
7	通学距離	・通学距離が著しく不均衡を欠く場合	小学校全学年	その理由の存する期間	・校区(学校)変更願 ・住民票謄本
8	兄弟関係	・指定校変更が許可された児童生徒に兄弟がいる場合	小学校入学時	卒業まで	・校区(学校)変更願 ・住民票謄本
9	その他	・教育長が教育的配慮と認めた場合(いじめ・不登校・その他、複合的な理由)	小学校全学年	その理由の存する期間	・校区(学校)変更願 ・住民票謄本 ・理由を証明する書類(学校長意見書、診断書等)

お問い合わせ先
恩納村教育委員会 学校教育課 学校教育係
〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
電話:098-966-1209 FAX:098-966-8478